

**特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する告示案に係る意見募集に対して提出された意見及び総務省の考え方
 -Sub6 帯第5世代移動通信システム(5G)の基地局及び陸上移動局の特性試験方法の追加-**

- 意見募集期間：令和6年3月30日(土)～同年5月7日(火)
- 意見提出件数：計13,105件(法人1件、個人13,104件)
- 意見提出者一覧(順不同)
 - ・株式会社NTTドコモ
 - ・個人13,104件

No.	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>本案に対する賛同のご意見</p>			
1	<p>・本改正案は、Sub6帯の第5世代移動通信システムの技術的条件の内容に沿ったものであることから、改正内容に賛同いたします。 【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>本案に対する賛同のご意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>5Gによる健康への影響等を心配されたご意見、反対のご意見</p>			
2	<p>・5Gについては人体に悪影響が指摘されている。 ・十分な検証と国民の同意を得ないまま改正することは国民の健康を護る立場の国としてあってはならない。 ・5Gに反対である。 ・廃案にすべきである。 等 【個人】 ほか同旨13,076件</p>	<p>本案は、Sub6帯第5世代移動通信システム(5G)の技術基準適合証明の際に行う特性試験の試験方法を定めるものです。なお、我が国の電波防護指針については、指針値の設定に当たって十分な安全率が考慮されており、指針の範囲内において、健康への悪影響が生じたという事実は、現在まで確立されていないと承知しています。</p>	<p>無</p>

意見募集手続に関するご意見			
3	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に考える時間を与えないようにしている。 ・ゴールデンウィーク明けを狙ったかのような締め切り設定に違和感がある。 ・募集期間が短い。 等 <p style="text-align: right;">【個人】 ほか同旨 59 件</p>	<p>本案は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第3項の規定による意見提出期間（30日以上）を踏まえ、長期間に渡る休日期間（ゴールデンウィーク）を含む意見提出期間であることも加味し、令和6年3月30日（土）から5月7日（火）までの計39日間にわたって意見公募を実施しております。</p>	無
その他のご意見			
4	<ul style="list-style-type: none"> ・1ページの10行目「移動」について、表の該当箇所に注記を記載したほうがよい。 ・1ページの11行目「加える」と、2ページの改正前欄の「新設」は、どちらかに字句を揃えたほうがよい。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>いただいたご意見については、参考として承ります。</p> <p>なお、本案では、標記の新設に伴い、条項等を移動させる必要がある場合には、移動前及び移動後の標記をそれぞれ改正前欄及び改正後欄に記載し、対応する標記に二重傍線を付すことで標記を移動させる改正方法をとっております。</p>	無

1つの意見が複数の事項に触れている場合には重複してカウントしているため、事項ごとの件数の合計と意見提出件数の合計は一致しません。また、取りまとめの都合上、いただいたご意見は整理又は要約をさせていただいております。